

[事案 2021-253] 損害賠償請求

・令和4年5月23日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不十分等を理由に、損害賠償等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成6年11月に配偶者が契約し（被保険者および年金受取人も配偶者）、その後、契約者および年金受取人を自分に変更した個人年金保険について、令和元年11月に年金受取が開始されるにあたって、元々は支払わないはずの所得税が発生することが判明した。しかし、募集人からはこれまで税制に関する十分な説明を受けていないため、契約者および年金受取人変更を取り消すか、認められない場合には、支払いが必要な所得税を負担したうえで慰謝料を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)生命保険契約にかかる税金は、契約者または年金受取人が負担するものであり、当社が負担することはできない。
- (2)申立人は、受領する個人年金が申立人の所得となることを了解したうえで、名義変更を行っている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、名義変更時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不十分等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。